

冊子1

令和 6 年 3 月

定 例 教 育 委 員 会

1

長 崎 県 教 育 委 員 会

3月定例会（1）

開催日時 令和6年3月14日（木） 15時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 案

○ 第33号議案
長崎県立学校管理規則の一部改正について (高校教育課)

○ 第34号議案
長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について (高校教育課)

○ 第35号議案
文化財の県指定について (学芸文化課)

4 報 告

(1) 離島留学制度の改善策について (高校教育課)

第33号議案

(高校教育課)

長崎県立学校管理規則の一部改正について

(提案理由)

1. 「令和4年度公立高等学校・県立中学校生徒募集定員」で募集停止とした学科を、令和6年3月31日をもって廃止することに伴い、長崎県立学校管理規則(昭和51年長崎県教育委員会規則第3号)の一部を改正しようとするものである。
2. 平成29年3月31日をもって小値賀中学校六島分校が廃校されたことに伴い、長崎県立学校管理規則(昭和51年長崎県教育委員会規則第3号)の一部を改正しようとするものである。
3. 令和6年4月1日から、教育委員会が副舎監に専任の会計年度任用職員を任命することに伴い、長崎県立学校管理規則(昭和51年長崎県教育委員会規則第3号)の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり、

1. 長崎県立松浦高等学校普通科を廃止する。(第2条関係 別表第1)
2. 長崎県立北松西高等学校の連携型中学校名の記載について、「(六島分校を除く。)」という文言を削除。(第5の2 連携型高等学校の教育課程)
3. 第36条6項として「前項に限らず、専任の会計年度任用職員を教育委員会が副舎監に命ずることができる。」を追加し、以下条ずれ。(第36条 舎監等)

施行日：令和6年4月1日

(最終改正年月日 令和5年3月24日)

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
(連携型高等学校の教育課程) 第5条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第87条の規定により同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）と連携し、その教育課程を実施する。 <table><tr><th>連携型高等学校名</th><th>連携型中学校名</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>長崎県立北松西高等学校</td><td>小値賀町立小値賀中学校</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	連携型高等学校名	連携型中学校名	略	略	長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校	略	略	(連携型高等学校の教育課程) 第5条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第87条の規定により同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）と連携し、その教育課程を実施する。 <table><tr><th>連携型高等学校名</th><th>連携型中学校名</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>長崎県立北松西高等学校</td><td>小値賀町立小値賀中学校（六島分校を除く。）</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	連携型高等学校名	連携型中学校名	略	略	長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校（六島分校を除く。）	略	略
連携型高等学校名	連携型中学校名																
略	略																
長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校																
略	略																
連携型高等学校名	連携型中学校名																
略	略																
長崎県立北松西高等学校	小値賀町立小値賀中学校（六島分校を除く。）																
略	略																
(舎監等) 第36条 略 2～5 略 <u>6 前項に限らず、専任の会計年度任用職員を教育委員会が副舎監に命ずることができる。</u> <u>7～11</u> 略	(舎監等) 第36条 略 2～5 略 <u>6～10</u> 略																

別表第1（第2条関係）

（ア） 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立松浦高等学校	松浦市		全日制	商業科 地域科学科
略				

別表第1（第2条関係）

（ア） 高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立松浦高等学校		松浦市	全日制	普通科 商業科 地域科学科
略				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(提案理由)

高等学校の全日制の課程における普通科の通学区域(学区)について、西海市における通学の現状等を踏まえた学区設定とするために、長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものである。

(主な改正要旨)

- 1 本規則において、これまで西海市を県南学区としていたが、当該区域における通学の現状を踏まえ西海市を2つの学区に分けることとし、西海市のうち大崎中学校区以外を県南学区、西海市のうち大崎中学校区を県北学区に改めるとともに、大崎高等学校を県北学区に改める。

ただし、当該取扱いにかかわらず、同一市内にある高等学校には志願できることとする。

(第2条・第2条の2関係)

- 2 他の学区にある高等学校への入学志願については、募集定員の7パーセント以内の範囲において入学を許可することができるとしているが、直近3か年における入学者数が募集定員の80パーセント未満である学校においては、募集定員の7パーセントを超えて入学を許可することができることとする。

また、通学区域を県全域としている選抜による入学者は7パーセントの枠には含めないこととする。

(第4条の2関係)

(内 容)

別紙規則案のとおり

(補 足)

令和6年4月1日から適用

(最終改正年月日 令和4年4月1日)

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年1月17日長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。			第2条 高等学校の全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。		
学区名	区域	高等学校名	学区名	区域	高等学校名
県南学区	長崎市、 <u>西海市（大崎中学校区を除く）</u> 、西彼杵郡	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校、西彼杵高等学校	県南学区	長崎市、 <u>西海市</u> 、西彼杵郡	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北陽台高等学校、 <u>大崎高等学校</u> 、西彼杵高等学校
略			略		
県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、 <u>西海市（大崎中学校区に限る）</u> 、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、 <u>大崎高等学校</u> 、川棚高等学校、波佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校	県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、川棚高等学校、波佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校
略			略		
第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の学区内にある高等学校に志願できる区域（以下「調整区域」という。）及びその高等学校は、次の表のとおりとする。 なお、同一市内にある高等学校については、学区にかかわらず志願できることとする。			第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の学区内にある高等学校に志願できる区域（以下「調整区域」という。）及びその高等学校は、次の表のとおりとする。		

第3条及び第4条 略	第3条及び第4条 略
<u>第4条の2 前条の規定にかかわらず、直近3か年における入学者数が募集定員の80パーセント未満である高等学校においては、募集定員の7パーセントを超えて入学を許可することができる。また、通学区域を県全域としている選抜による入学者は7パーセントの枠には含めない。</u>	

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県立高等学校全日制普通科の通学区域

※印の対馬高校、杵岐高校、五島高校、五島南高校、奈留高校の離島留学特別選抜の通学区域については全県域とする。ただし、県外からも志願できるものとする。

対馬学区

所属地域	学区内普通科高校
◎対馬市	対馬 豊玉 上対馬

杵岐学区

所属地域	学区内普通科高校
◎杵岐市	杵岐

県北学区

所属地域	学区内普通科高校
◎佐世保市 ◎平戸市 ◎松浦市 ◎東彼杵郡 ◎北松浦郡	佐世保南 佐世保北 佐世保西 宇久 猶興館 松浦 川棚 波佐見 北松西

調整区域(上記に加え、下記の高校にも志願できます)
○東彼杵町……………大村

県央学区

所属地域	学区内普通科高校
◎諫早市 ◎大村市	諫早 西陵 諫早東 大村

調整区域(上記に加え、下記の高等学校にも志願できます)
○諫早市の琴海中学校区……………長崎東・長崎西・長崎南
長崎北・長崎北陽台
○諫早市の森山中学校区……………小浜

県南学区

所属地域	学区内普通科高校
◎長崎市 ◎西海市 ◎西彼杵郡	長崎東 長崎西 長崎南 長崎北 長崎北陽台 大崎 西彼杵

調整区域(上記に加え、下記の高等学校にも志願できます)
○長崎市の東長崎・日見・橘の各中学校区……………諫早・西陵
○長与町……………諫早・西陵
○西海市の西彼・西海の各中学校区……………佐世保南・佐世保北・佐世保西
○長崎市の池島、西海市の江島・平島の各中学校区……………すべての高等学校

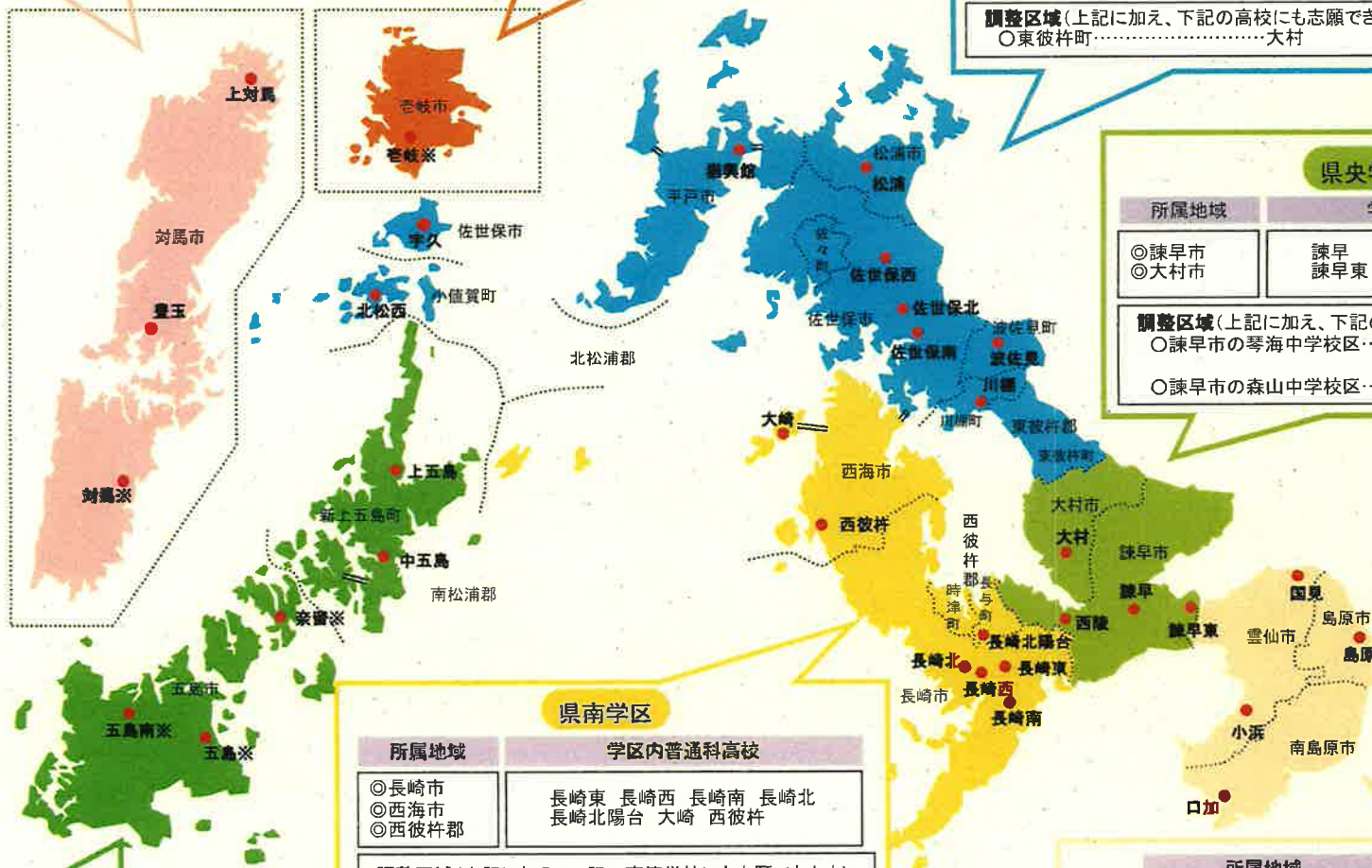
五島学区

所属地域	学区内普通科高校
◎五島市 ◎南松浦郡	五島 五島南 奈留 上五島 中五島

島原学区

所属地域	学区内普通科高校
◎島原市 ◎雲仙市 ◎南島原市	島原 国見 小浜 口加

調整区域(上記に加え、下記の高等学校にも志願できます)
○雲仙市の瑞穂・吾妻、愛野、千々石の各中学校区……………諫早・西陵・諫早東



文化財の県指定について

(提案理由)

長崎県文化財保護条例第4条第1項及び同条例第29条第1項の規定に基づき、2件の文化財を新たに県指定文化財に指定しようとするものである。

(内 容)

1 県指定する有形文化財（美術工芸品）

^{てんゆうじ}
「天祐寺の木造^{にょいりんかんのんざぞう}如意輪観音坐像」（諫早市）

所有者 天祐寺

2 県指定する無形民俗文化財

^{いきつきいさなとりうた}
「生月勇魚捕唄」（平戸市）

所有者 生月勇魚捕唄保存会

【指定理由】

1 有形文化財（美術工芸品）「天祐寺の木造如意輪観音坐像」

本像は、諫早市に所在する天祐寺の本堂に安置されている。

頭上に高く垂髻（※1）を結び上げ、六臂（六本の腕をもつ）で右膝を立てる坐像で、像の高さは53.5cmである。ヒノキとみられる針葉樹材を用いた寄木造（※2）で、目は玉眼（※3）とする。像全体を赤黒く彩色し、着衣部の一部には截金（※4）模様が残っている。このような彩色は、白檀の一種である赤栴檀を用いた檀像（※5）を意識したものである。

持物および指先や着衣部の一部は後補であるが、像本体は全体の表現や上げ底式で像内を密閉する構造から、13世紀前半の慶派（※6）の仏師の手になるものと考えられる当該時期の美作である。

鎌倉時代以降に、本像のような檀像風の截金が施された像が作られるようになるが、本像はその中でも古い作例であり、この時代の彫刻を考えるうえでも重要な鍵となる作品である。

また、天祐寺には本像に先立って令和2年度に県指定有形文化財となった「天祐寺の木造四面菩薩坐像」（宝永2年〈1705年〉に造像）が所在するが、截金を施した檀像風の仕上げや立膝の姿勢が共通することから、本像から影響を受けた可能性が指摘できる。中世以降、本像が地域で尊崇されていたことが推測され、このことは諫早市を中心とする県央地域での信仰の在り方や造像の様相を考えるうえでも重要な意義を持つ。

鎌倉時代の優れた彫刻作品であることに加えて、中世以降の長崎県域について考える資料となり得る貴重な作品であることから、長崎県指定有形文化財として指定する。

【用語解説】

（※1）垂髻：頭頂部で髪を束ねて、毛束を垂らした髪型

（※2）寄木造：仏像などの頭部や体軀などの主要部を、二材以上の材を継ぎ合わせて造る木彫の技法

（※3）玉眼：眼の部分に穴をあけ、内側から裏に瞳を描いた水晶板をあてる技法

（※4）截金：金箔や銀箔を焼き合わせて細い線状に切り、それを貼り付けて文様を表現する技法

（※5）檀像：狭義には白檀によって造られた像。広義には白檀に代わって栴檀で造られた像。日本では奈良時代以降に檀の木で造像されるようになった。

（※6）慶派：平安時代後期から江戸時代にかけて活躍した仏師の一派。鎌倉時代には運慶・快慶が知られる。



2 無形民俗文化財「生月^{いきつき}勇魚^{いさなとり}捕唄^{うた}」

生月勇魚捕唄は、1番から7番までの唄と「大漁唄」、「尺八節」、「つもりわけ唄」、「さかな唄」、「羽指踊り唄^{はさし}」などで構成される。締め太鼓^{ぼち}を撥高く振り上げて早いテンポで連打し、これにあわせて大声で歌うのが特徴である。正月の「初打ち」や奉納相撲の土俵祓いの他、個人の婚礼や家建て等の祝事において披露されている。

その由来は、江戸時代に日本最大の鯨組・益富家^{ますとみ}の本拠地として栄えた壱部浦の羽指踊りで、冬から春までの捕鯨漁期間の組出し（操業開始）や正月、組上がり（操業終了）に、締め太鼓と唄に合わせて踊ったものである。その様子は天保三年（1832）の捕鯨絵巻『勇魚取絵詞』に描かれている。生月島で捕鯨が終わった明治30年代以降も、壱部浦の人達に歌い継がれ、昭和40年（1965）に保存会が設立、昭和53年（1978）に町の文化財に指定された（現在は平戸市指定）。

古式捕鯨業の文化的要素を示すものであり、すでに県史跡に指定されている益富家住宅などと共に、生月島における捕鯨文化を伝える貴重な文化遺産である。保存会において長くその形態が継承され、今後も維持される見通しであることと合わせ、県指定の無形民俗文化財として保護を図るものである。



益富家座敷での演奏風景



『勇魚取絵詞』 「生月御崎納屋場羽指踊図」 天保3年（1832）

(参 考) 長崎県文化財保護条例 (抄)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

第29条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形民俗文化財に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第23条第2項から第7項までの規定を準用する。

報 告 事 項 (1)

高 校 教 育 課

件 名	離島留学制度の改善策について
概 要	1 「これからの離島留学検討委員会報告書」における提言について 令和5年9月3日に開催された「これからの離島留学検討委員会」において、「離島留学制度」改善に向けての報告書が取りまとめられた。 報告書において、現行の離島留学制度の改善を図るため、以下の4つの柱に沿った対策が必要であると提言された。 (1) 生徒やしま親に対するサポート体制の強化 (2) 生徒の受入体制の見直し (3) 生徒に対する地域全体での見守り (4) 教員の負担を軽減する環境づくり 2 提言を踏まえた具体的な改善策について 現行の離島留学制度の改善を図るため、以下の4項目について具体的な対策に取り組む。 (1) 生徒やしま親に対するサポート体制の強化 ①生徒がSOSを発信したときの組織的な対応の強化 ○安全で安心な離島留学制度を支える組織の構築 ○危機管理マニュアルの作成 ○心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察Webシステムの導入 ○外部の相談窓口の周知 ②しま親が一人で悩みを抱え込まないような体制づくり ○離島留学支援チームの設置 ○しま親選定の条件づくり ○児童福祉法第30条による届出 ○しま親同士の情報交換会および研修会の実施 ③特別支援学校との具体的な連携など、教育支援の充実 ○特支分校・分教室の特別支援教育コーディネーターによる職員研修 ○特支分校・分教室の特別支援教育コーディネーターとの留学生生についての情報交換 ○特別支援教育課によるしま親研修 ④学校に配置している離島留学支援員の増員と役割の明確化 ○学校に配置している離島留学支援員の増員

(2) 生徒の受入体制の見直し

①それぞれの学校の特色や目的に応じた、入学前のアセスメントの実施

○留学生の受入の条件づくり

○専門家によるアセスメント

②しま親の役割の明確化

③離島留学制度の拡充として親子留学の導入

(3) 生徒に対する地域全体での見守り

①地域社会や大人とのつながりの強化

○各地区の民生委員による声掛けやしま親訪問、高校との情報共有

○各地区の行事やイベント等への参加の呼びかけ

○町内会の回覧板や島内のケーブルテレビ、広報誌などを活用した離島留学制度の広報活動

(4) 教員の負担を軽減する環境づくり

①教員の負担軽減

○舎監業務従事職員を配置

○学校に配置している離島留学支援員の増員

○心理面や福祉面における専門家のサポート体制の構築

※改善策の具体的な取組については、別冊の資料のとおり。

3 具体的な改善策の実効性を高める組織体制の構築

(1) 各校の離島留学制度及び地域による見守り機能の検証を行う「離島留学推進協議会」

(2) 緊急事態や懸案事項を解決する協議機関である「離島留学支援チーム」

(3) しま親・保護者等との連絡機関である「しま親連絡協議会」

4 今後の予定

具体的な改善策については、本定例会終了後、高校教育課ホームページにおいて公開するとともに、新年度に保護者やしま親等へ説明し周知を図る。